

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成17年9月22日(2005.9.22)

【公開番号】特開2003-315638(P2003-315638A)

【公開日】平成15年11月6日(2003.11.6)

【出願番号】特願2002-116640(P2002-116640)

【国際特許分類第7版】

G 02 B 6/44

G 02 B 6/00

【F I】

G 02 B 6/44 301 A

G 02 B 6/44 386

G 02 B 6/00 391

【手続補正書】

【提出日】平成17年4月18日(2005.4.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

芯材及びその外周に形成された単層又は複層構造の鞘材からなる光ファイバ素線が、少なくとも1層の被覆層からなる被覆材により被覆された光ファイバケーブルにおいて、

前記鞘材と前記被覆材との間には、これらの密着性を向上させるための密着層が設けられていると共に、

前記鞘材の最外層が、フッ化ビニリデン単位を有する共重合体を主成分とし、前記密着層が、ポリアミド系樹脂20~70質量%と、フッ化ビニリデン単位を有する共重合体30~80質量%とを含有する樹脂組成物からなり、

前記被覆材の一次被覆層が、ポリアミド系樹脂を主成分とする特徴とする光ファイバケーブル。

【請求項2】

前記鞘材の最外層を構成するフッ化ビニリデン単位を有する共重合体が、フッ化ビニリデン単位20~50質量%とテトラフルオロエチレン単位25~60質量%とヘキサフルオロプロピレン単位5~35質量%との三元共重合体であると共に、アッペ屈折率計を用いて23で測定した屈折率が1.350~1.385であり、ASTM D2240に基づく23におけるショアD硬度が59以下であることを特徴とする請求項1に記載の光ファイバケーブル。

【請求項3】

前記光ファイバ素線と前記密着層との間、及び前記密着層と前記一次被覆層との間の初期の引き抜き強度が25N以上であると共に、温度85、相対湿度85%の条件で500時間放置した後の引き抜き強度の低下が5N未満であることを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の光ファイバケーブル。

【請求項4】

前記被覆材が、ポリアミド系樹脂を主成分とする二次被覆層を有することを特徴とする請求項1から請求項3までのいずれか1項に記載の光ファイバケーブル。

【請求項5】

請求項1から請求項4までのいずれか1項に記載の光ファイバケーブルの少なくとも一

端に、プラグが固定されたことを特徴とするプラグ付き光ファイバケーブル。